

# 三井住友・グローバル・リート・オープン（3か月決算型） 愛称：世界ビル紀行



## 第57期決算および分配金のお支払いについて

平素は「三井住友・グローバル・リート・オープン（3か月決算型）（愛称：世界ビル紀行）」（以下、当ファンド）をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

当ファンドは第57期決算（2018年9月18日）において、分配金を引き下げることにいたしましたので、分配金引き下げの理由や今後の見通しなどについてご報告いたします。

### 分配実績（1万口当たり、税引前）

当ファンドは、継続的な分配を目指しています。当期の分配金（1万口当たり、税引前）は、基準価額の推移や市況動向等を勘案した結果、今後も継続的な分配を目指すために、前期の150円から90円に引き下げることにいたしました。

決算	-	2018年3月	2018年6月	2018年9月	設定来累計 (2018年9月18日まで)
	第1～54期	第55期	第56期	第57期	
分配金 (対前期末基準価額比率)	9,540円 (95.4%)	150円 (3.2%)	150円 (3.7%)	90円 (2.1%)	9,930円 (99.3%)
騰落率 (税引前分配金再投資ベース)	90.3%	-9.7%	6.9%	2.2%	87.8%

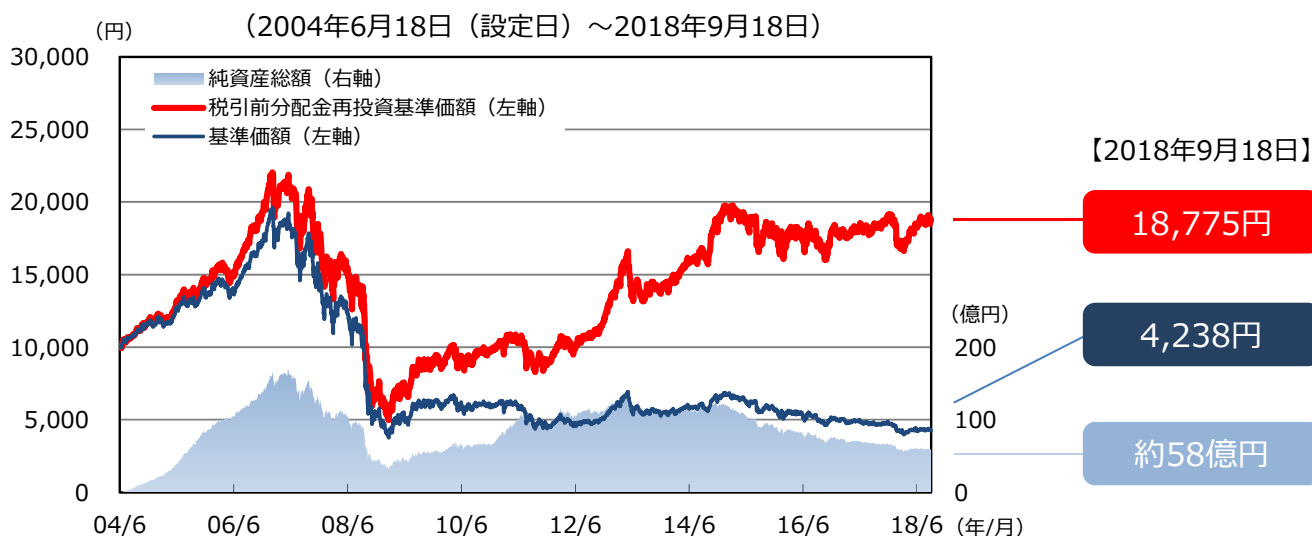
(注1) 「対前期末基準価額比率」は、各期の分配金（税引前）の前期末基準価額（分配金お支払い後）に対する比率で、当ファンドの収益率とは異なります。第1～54期と設定来累計の欄は、それぞれの分配金累計（税引前）の設定時10,000円に対する比率です。

(注2) 「騰落率」は税引前分配金再投資基準価額を基に算出したものであり、実際の投資家利回りとは異なります。また、騰落率は設定来累計を除き、期中騰落率を記載しています。

### 分配方針

- 分配対象額は、繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

### 基準価額と純資産総額の推移



(注1) 基準価額、税引前分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

(注2) 税引前分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額とは異なります。

※上記は過去の実績であり、将来の運用成果および分配を保証するものではありません。分配金額は委託会社が分配方針に基づき基準価額水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

※ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。詳しくは8ページをご覧ください。

## Q1 なぜ分配金を引き下げたのですか？

**A1 税引前分配金再投資基準価額は堅調に推移しているものの、基準価額が下落傾向で推移したことや市況動向等を勘案した結果、今後も継続的な分配を目指すために、分配金を引き下げることにいたしました。**

- 日本を含む世界各国のリートを投資対象とする、当ファンドのパフォーマンス（税引前分配金再投資基準価額ベース）は、2018年9月18日現在の設定来騰落率が+87.8%と、中長期的に堅調な推移となっています。
- 一方、当ファンドは、継続的な分配を目指して、第1期決算（2004年9月17日）より分配金のお支払いを開始し、第33期決算（2012年9月18日）以降も決算毎に150円の分配を行ってきました。この期間において、基準価額は2015年2月頃までは緩やかに上昇、その後は下落しており、水準は4,000円台前半となっています。当期の分配金（1万口当たり、税引前）は、税引前分配金再投資基準価額は堅調に推移しているものの、基準価額の推移や市況動向等を勘案した結果、継続的な分配を目指すために、150円から90円に引き下げることにいたしました。

### <設定来の基準価額と分配金の推移>

（2004年6月18日（設定日）～2018年9月18日）



(注1) 基準価額、税引前分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。分配実績は1万口当たり、税引前。

(注2) 税引前分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額とは異なります。

※上記は過去の実績であり、将来の運用成果および分配を保証するものではありません。分配金額は委託会社が分配方針に基づき基準価額水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

※ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。詳しくは8ページをご覧ください。

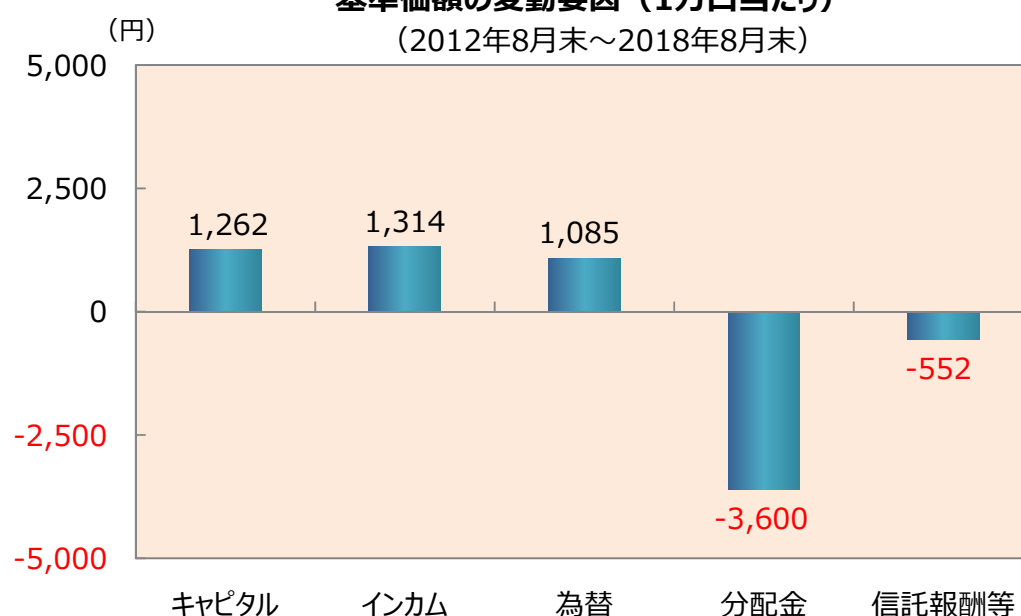
## Q2 基準価額の下落要因を教えてください。

### A2 基準価額の下落の主な要因は、分配金のお支払いによるものです。

- 分配金を150円とした2012年9月から2018年8月の期間にお支払いした分配金は、合計額で3,600円（1万口当たり、税引前）となります。
- 分配金を除く基準価額の変動要因は、リートのキャピタル（売買損益等）で1,262円、インカム（配当等収益）で1,314円、為替要因で1,085円のプラスとなり、合計で3,661円のプラスに寄与しました。
- 結果として、信託報酬等を含めた当該期間の基準価額は492円の下落となりました。

	基準価額
2012年8月31日	4,830円
2018年8月31日	4,338円
変動額	- 492円

基準価額の変動要因（1万口当たり）  
（2012年8月末～2018年8月末）



(注1) 基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

(注2) 上記数値は、簡便法により上記期間の基準価額の変動額を主な要因に分解したもので概算値です。各項目の合計は、四捨五入の関係で基準価額の変動額と一致しないことがあります。

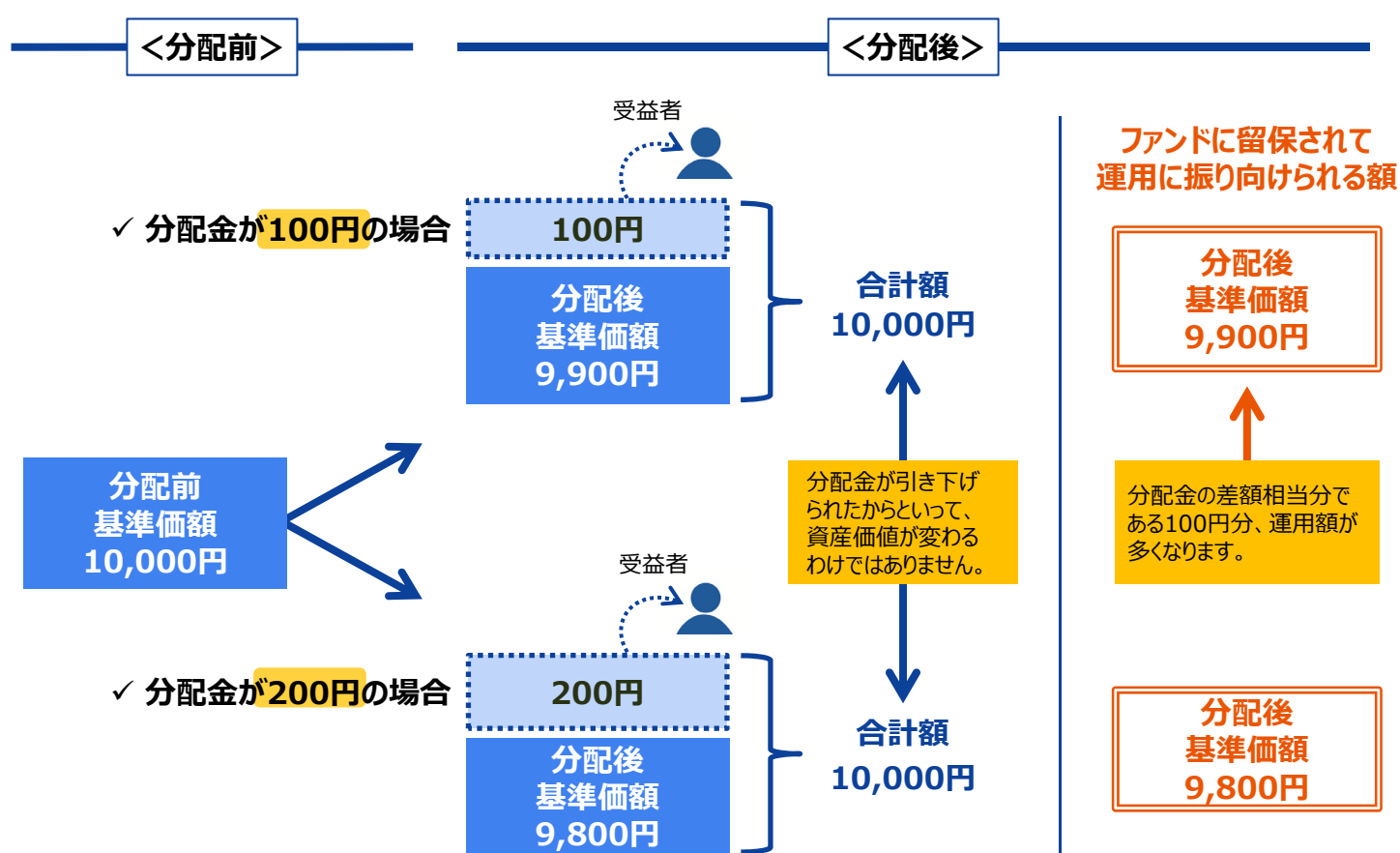
※上記は過去の実績であり、将来の運用成果および分配を保証するものではありません。分配金額は委託会社が分配方針に基づき基準価額水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

### Q3 分配金の引き下げは基準価額にどのような影響がありますか？

#### A3 受益者の皆さまの資産価値が変わるものではありません。 ただし、分配金の引き下げによって分配後の基準価額が異なります。

- 投資信託の分配金は、ファンドの信託財産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。したがって、分配金の減額相当分がファンドの信託財産に留保され、その分だけ基準価額は下がらずに、運用されます。
- 例えば、分配金を200円から100円に引き下げた場合、その差額100円相当分は、ファンドに留保されます。そのため、分配後の基準価額は、分配金が200円の場合に比べて、100円相当分高くなります。つまり、分配金を引き下げたからといって、受益者の皆さまの資産価値が変わるものではありません。

#### <分配金引き下げと基準価額のイメージ>



※上記はイメージです。※課税による影響は考慮していません。

### Q4 今後も分配金を変更する可能性はありますか？

#### A4 基準価額水準や市況動向等を勘案し、見直しが必要であると判断した場合には、分配金を変更する場合があります。

- 継続的な分配を行うことを目指し、今回、分配金（1万口当たり、税引前）を前期までの150円から90円に引き下げることにいたしました。
- 今後も、継続的な分配を目指すことは変わらないため、基準価額水準や市況動向等によって見直しが必要であると判断した場合には、分配金を変更する場合があります。



## Q5 分配金を下げるといことは、今後の運用は期待できないということですか？

### A5 分配金が多い、あるいは少ないというだけで、ファンドの良し悪しを判断することはできません。

- 分配金はファンドの信託財産の中からお支払いします。したがって、分配金をお支払いする場合、分配金支払い後の基準価額は、分配金の金額相当分が支払い前の基準価額から下落することになります。
- 投資家の皆さまの投資収益は、投資期間中に受け取られた分配金の累計額と投資期間における基準価額の騰落額を併せて考える必要があります。したがって、ただ分配金が高いということだけでは、投資成果が高いとはいえず、基準価額の動向も考慮する必要があります。
- 仮に、分配金の引き下げにより受取分配金の金額が減少しても、基準価額が上昇すれば、投資成果は必ずしも低下することにはなりません。

以下、当ファンドの実質的な運用を担当するBNPパリバ・アセットマネジメント・グループのコメントを基に、グローバルリート市場の今後の見通しと運用方針をご紹介します。

## Q6 今後の見通しと運用方針について教えてください。

- グローバルリート市場は、足元で概ね堅調に推移しています。欧州、日本などの中央銀行の金融政策は総じて緩和的であり、グローバルリート市場をサポートしています。
- 低金利環境の継続が見込まれる中、投資家の利回りを求める動きは根強く、質の高い不動産物件に対する投資意欲は継続しています。また、不動産市場のファンダメンタルズが概ね堅調であることが、グローバルリート市場のサポート要因になると見込まれます。
- 米国の政策金利引上げペースや、それに対する市場参加者の見方をめぐって債券市場の変動性が高まる場合には、グローバルリート市場のパフォーマンスに悪影響を及ぼすことが想定されます。
- 米国の保護主義的な政策や、英国のEU（欧州連合）離脱プロセス、欧州主要国の政治動向などのリスク要因もあるため、ポートフォリオ構築には引き続き慎重なスタンスで臨みます。

＜グローバルリート指数と為替（円/米ドル）の推移＞



(注1) データは2016年12月30日～2018年8月31日。

(注2) グローバルリートはS&P先進国REIT指数（配当込み、現地通貨ベース）を使用。

(出所) FactSet、Bloombergのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

※上記は過去の実績であり、今後の市場環境等を保証するものではありません。また、当ファンドの将来の運用成果や今後の市場環境等を示唆あるいは保証するものではありません。

※上記の見通しおよび今後の運用方針は当資料作成時点のものであり、将来の運用成果および市場環境の変動等を示唆あるいは保証するものではありません。今後、予告なく変更する場合があります。

## ファンドの特色

1. グローバル・リート・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、日本を含む世界各国の不動産投資信託（リート）に投資します。
  2. 安定的かつ相対的に高い配当収益の確保を目指すために、賃貸事業収入比率の高い銘柄を中心に分散投資します。  
賃貸事業収入比率は、賃貸事業収入の営業収益全体に占める割合で、この比率が高いほど、安定的な配当原資を確保していると考えられます。  
ポートフォリオ全構成銘柄の平均賃貸事業収入比率の目標は75%以上とします。  
賃貸事業収入比率\*：「賃貸事業収入÷営業収益」（実績ベース）  
\* 賃貸事業収入比率はリートが発表する決算データに基づいて、BNPパリバ・アセットマネジメント・グループが分析した数値によって計算されたものを使用します。
  3. BNPパリバ・アセットマネジメント・グループの運用ノウハウを活用します。  
BNPパリバ・アセットマネジメント・グループのBNPパリバ・アセットマネジメント・ネーデルラントN.V.にリートの運用指図に関する権限を委託します。また、同社に対して、J.P. モルガン・インベストメント・マネージメント・インクおよび三井住友アセットマネジメント株式会社が助言を行います。  
運用委託先を「BNPパリバ・アセットマネジメント・グループ」ということがあります。なお、将来、BNPパリバ・アセットマネジメント・グループ内の組織変更等に伴い、運用委託先の形式的な変更が生じることがあります。
  4. 実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
  5. 原則として、3か月毎の決算時に分配方針に基づき分配を行います。  
委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ※ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## 投資リスク

### 基準価額の変動要因

ファンドは、主に日本を含む世界各国の不動産投資信託（リート）を投資対象としています（マザーファンドを通じて間接的に投資する場合を含みます。）。ファンドの基準価額は、組み入れたリートの値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。**基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込む**ことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた**利益および損失は、すべて受益者に帰属**します。したがって、ファンドは**預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく**、一定の投資成果を保証するものでもありません。ファンドの主要なリスクは、以下の通りです。

#### ■ 不動産投資信託（リート）に関するリスク

リートの価格は、不動産市況や金利・景気動向、関連法制度（税制、建築規制、会計制度等）の変更等の影響を受け変動します。また、リートに組み入れられている個々の不動産等の市場価値、賃貸収入等がマーケット要因によって上下するほか、自然災害等により個々の不動産等の毀損・滅失が生じる可能性もあります。さらに個々のリートは一般の法人と同様、運営如何によっては倒産の可能性もあります。これらの影響により、ファンドが組み入れているリートの価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

#### ■ 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

#### ■ 為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

#### ■ カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

#### ■ 市場流動性リスク

ファンドの資金流入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

## その他の留意点

## 〔分配金に関する留意事項〕

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。  
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- 投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

## お申込みメモ

## 購入単位

販売会社または委託会社にお問い合わせください。

## 購入価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

## 購入代金

販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

## 換金単位

販売会社または委託会社にお問い合わせください。

## 換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（0.30%）を差し引いた価額となります。

## 換金代金

原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目以降にお支払いします。

## 信託期間

無期限です。（信託設定日：2004年6月18日）

## 決算日

毎年3月、6月、9月、12月の17日（休業日の場合は翌営業日）

## 収益分配

決算日に、分配方針に基づき分配を行います。委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

分配金受取りコース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。

分配金自動再投資コース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。

※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

## 課税関係

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA（ニーサ）」の適用対象です。ただし、販売会社によっては当ファンドをNISA、ジュニアNISAでの取扱い対象としない場合があります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

配当控除の適用はありません。

※上記は作成基準日現在の情報をもとに記載しています。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

## お申込不可日

ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行の休業日またはオランダの祝祭日のいずれかに当たる場合には、購入、換金の申込みを受け付けません。

## ファンドの費用

### 投資者が直接的に負担する費用

- 購入時手数料  
購入価額に**3.24% (税抜き3.00%)**を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 信託財産留保額  
換金時に、1口につき、換金申込受付日の翌営業日の基準価額に**0.30%**の率を乗じた額が差し引かれます。

### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

- 運用管理費用（信託報酬）  
ファンドの純資産総額に**年1.7172% (税抜き1.59%)**の率を乗じた額です。
  - その他の費用・手数料  
ファンドが組み入れるリートの銘柄は将来にわたって固定されているものではなく、ファンドの投資者が間接的に支払う費用として、これらリートの資産から支払われる運用報酬、投資資産の取引費用等の上限額または予定額を表示することはできません。  
上記のほか、ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）が信託財産から支払われます。これらの費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、運用状況により変化するため、あらかじめ、その金額等を具体的に記載することはできません。
- ※ ファンドの費用（手数料等）の合計額、その上限額、計算方法等は、投資者の保有期間に応じて異なる等の理由により、あらかじめ具体的に記載することはできません。

## 税金

### 分配時

所得税及び地方税 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%

### 換金（解約）及び償還時

所得税及び地方税 譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

- ※ 個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。法人の場合は上記とは異なります。
- ※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 委託会社・その他の関係法人等

委託会社	<p>ファンドの運用の指図等を行います。</p> <p>三井住友アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第399号 加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会</p> <p>ホームページ：http://www.smam-jp.com 電話番号：0120-88-2976 [受付時間] 営業日の午前9時～午後5時</p>
受託会社	<p>ファンドの財産の保管および管理等を行います。</p> <p>三井住友信託銀行株式会社</p>
販売会社	<p>ファンドの募集の取扱い及び解約お申込の受付等を行います。</p>
投資顧問会社	<p>ファンドの運用指図に関する権限の一部の委託を受け、投資信託財産の運用を行います。</p> <p>BNPパリバ・アセットマネジメント・グループ</p>



販売会社								
販売会社名		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 第二種 金融商品取引 業協会	一般社団法人 日本投資顧問 業協会	一般社団法人 金融先物取引 業協会	一般社団法人 投資信託協会	備考
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第44号	○	○		○		
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第20号	○					
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○		
アイオー信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第230号						
青木信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第199号						
旭川信用金庫	登録金融機関	北海道財務局長（登金）第5号						
朝日信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第143号	○					
足立成和信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第144号						
尼崎信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第39号	○					
石巻信用金庫	登録金融機関	東北財務局長（登金）第25号						
大垣西濃信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第29号						
大阪シティ信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第47号	○					
帯広信用金庫	登録金融機関	北海道財務局長（登金）第15号						
遠賀信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第21号						
鹿児島信用金庫	登録金融機関	九州財務局長（登金）第25号						
鹿児島相互信用金庫	登録金融機関	九州財務局長（登金）第26号						
浦郡信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第32号						
観音寺信用金庫	登録金融機関	四国財務局長（登金）第17号						
北伊勢上野信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第34号						
北おおさか信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第58号						
きのくに信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第51号						
京都信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第52号	○					
京都中央信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第53号	○					
京都北都信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第54号						
桐生信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第234号						
熊本中央信用金庫	登録金融機関	九州財務局長（登金）第15号						
桑名信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第37号						
神戸信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第56号						
埼玉縣信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第202号	○					
さがみ信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第191号						
佐野信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第223号						
上越信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第247号						

販売会社名		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 二種 金融商品取引業 協会	一般社団法人 日本投資顧問業 協会	一般社団法人 金融先物取引業 協会	一般社団法人 投資信託協会	備考
静岡信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第43号	○					
西武信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第162号	○					
高崎信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第237号						
高鍋信用金庫	登録金融機関	九州財務局長（登金）第28号						
高松信用金庫	登録金融機関	四国財務局長（登金）第20号						
高山信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第47号						
瀧野川信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第168号						
知多信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第48号						
中南信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第195号						
東京東信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第179号	○					
東春信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第52号						
東濃信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第53号	○					
鳥取信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第35号						
豊川信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第54号						
長岡信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第248号						
長浜信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第69号						
中兵庫信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第70号						
奈良中央信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第72号						
沼津信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第59号						
のと共栄信用金庫	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第30号						
広島信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第44号	○					
福岡ひびき信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第24号	○					
碧海信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第66号	○					
北海道信用金庫	登録金融機関	北海道財務局長（登金）第19号						
宮古信用金庫	登録金融機関	東北財務局長（登金）第53号						
室蘭信用金庫	登録金融機関	北海道財務局長（登金）第33号						
盛岡信用金庫	登録金融機関	東北財務局長（登金）第54号						
杜の都信用金庫	登録金融機関	東北財務局長（登金）第39号						

## 【重要な注意事項】

- 当資料は三井住友アセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、当資料は三井住友アセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 投資信託は、値動きのある証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって元本や利回りが保証されているものではありません。
- 投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- 当ファンドの取得のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡りする最新の投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面等の内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。また、当資料に投資信託説明書（交付目論見書）と異なる内容が存在した場合は、最新の投資信託説明書（交付目論見書）が優先します。投資信託説明書（交付目論見書）、目論見書補完書面等は販売会社にご請求ください。
- 当資料に掲載されている写真がある場合、写真はイメージであり、本文とは関係ない場合があります。